

大分県報

令和五年
八月十日
（八四）

（木曜日）

目次

条 例

職員の特殊勤務手当支給条例等の一部改正	一
大分県使用料及び手数料条例等の一部改正	二
大分県税条例の一部改正	三
大分県税特別措置条例の一部改正	六
大分県立別府コンベンションセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正	六
大分県立学校職員及び大分県市町村立学校県費負担教職員定数条例の一部改正	七

○条 例

職員の特殊勤務手当支給条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年八月十日

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県条例第十五号

職員の特殊勤務手当支給条例等の一部を改正する条例

（職員の特殊勤務手当支給条例の一部改正）

第一条 職員の特殊勤務手当支給条例（昭和二十六年大分県条例第十六号）の一部を次のように改正する。

第二条 第二条中「伝染病防疫作業」を「防疫等作業」に改める。

第四条 第一項第一号中「伝染病」を「感染症」に、「伝染病患者」を「感染症の患者」に、「伝染病の」を「感染症の」に、「伝染病菌」を「感染症の病原体」に改める。

附則 第九項の前の見出し及び同項から附則第十一项までを削る。

（災害派遣手当の支給に関する条例の一部改正）

第二条 災害派遣手当の支給に関する条例（平成八年大分県条例第四号）の一部を次のよう

に改正する。

第一条中「第四十四条」を「第二十六条の八」に、「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

附則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律（令和五年法律第十四号）の施行の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の規定の施行の日前にした第一条の規定による改正前の職員の特殊勤務手当支給条例第二条、第四条及び附則第九項から第十一项までに規定する作業に従事した職員に係る特殊勤務手当の支給については、なお従前の例による。

大分県使用料及び手数料条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年八月十日

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県条例第十六号

大分県使用料及び手数料条例等の一部を改正する条例

（大分県使用料及び手数料条例の一部改正）

第一条 大分県使用料及び手数料条例（昭和三十一年大分県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

別表第三の運転免許関係係事務の部の講習手数料の項中「第百八条の二第一項第十五号」の下に「又は第十六号」を加える。

（大分県福祉のまちづくり条例の一部改正）

第二条 大分県福祉のまちづくり条例（平成七年大分県条例第七号）の一部を次のように改正する。

第二十三条の四第二号中「自転車」を「特定小型原動機付自転車（同法第十七条第三項に規定する特定小型原動機付自転車をいう。）及び自転車」に、「左折」を「左折し、」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

令和五年八月十日

大分県報号外（条例）

大分県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和五年八月十日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

大分県条例第十七号

大分県税条例の一部を改正する条例

第一条 大分県税条例（昭和二十五年大分県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

第二十八条の三中「第二項」を「第三項」に改める。

第五十一条の二十九中「第四百四十四条の四十七第六項」を「第四百四十四条の四十七第七項」に改める。

第五十七条第一項第一号イ(2)中「百分の六十五」を「百分の七十」に改め、同号ロ(2)中「百分の七十五」を「百分の八十」に改め、同号ハ中「二・五トン」を「三・五トン」に改め、同号ニ中「二・五トン」を「三・五トン」に、「トラック」を「バス」に改め、同号ニ(1)中「二分の一」を「四分の三」に改め、同号ニ(1)(ii)中「四分の一」を「二分の一」に改め、同号ニ(2)中「基準エネルギー消費効率であつて平成二十七年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「平成二十七年基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百二十」を「令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五」に改め、同号ホ中「二・五トンを超え」及び「バス又は」を削り、同号ホ(2)中「平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値」を「基準エネルギー消費効率であつて令和四年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「令和四年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の九十五を乗じて得た数値（車両総重量が二・五トン以下のトラックにあつては、令和四年度基準エネルギー消費効率）」に改め、同号ヘ中「バス又は」を削り、同号ヘ(2)中「平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値」を「令和四年度基準エネルギー消費効率」に改め、同項第二号イ(1)(i)中「第九条の第二十八項」を「第九条の第二十七項」に改め、同号イ(1)(ii)中「第九条の第二十九項」を「第九条の第二十八項」に改め、同号イ(2)中「百分の六十五」を「百分の七十」に改め、同号ロ(2)中「百分の七十五」を「百分の八十」に改め、同項第三号イ(1)中「第九条の第二十二項」を「第九条の第二十一項」に、「第九条の第二十三項」を「第九条の第二十二項」に改め、同号イ(2)中「百分の六十五」を「百分の七十」に改め、同号ロ(2)中「百分の七十五」を「百分の八十」に改め、同号ホ中「第九条の四第十三項」を「第九条の四第十五項」に改め、同号ホ(2)中「平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百

五」を「基準エネルギー消費効率であつて平成二十七年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「平成二十七年基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百十」に改め、同号ホを同号トとし、同号ニ中「バス又は」を削り、「第九条の四第十二項」を「第九条の四第十四項」に改め、同号ニ(2)中「平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値」を「令和四年度基準エネルギー消費効率」に改め、同号ニを同号へとし、同号ハ中「バス又は」を削り、「第九条の四第十一項」を「第九条の四第十三項」に改め、同号ハ(2)中「平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十」を「令和四年度基準エネルギー消費効率に百分の九十五」に改め、同号ハを同号ホとし、同号ロの次に次のように加える。

ハ 車両総重量が三・五トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第九条の四第十一項に規定するもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年軽油軽中量車基準に適合すること。
(ii) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ニ 車両総重量が三・五トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第九条の四第十二項に規定するもの

(1) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。

(2) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

第五十七条第二項第一号イ中「乗用車」を「営業用の乗用車」に、「第九条の四第十四項」を「第九条の四第十六項」に改め、同号ロ中「車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラック」を「家用の乗用車」に、「第九条の四第十五項」を「第九条の四第十七項」に改め、同号ロ(2)中「平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十五」を「令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十」に改め、同号ロに次のように加える。

(3) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第五十七条第二項第一号ハ中「二・五トンを超え」及び「又はトラック」を削り、「第九条の四第十六項」を「第九条の四第十八項」に改め、同号ハ(1)(i)中「二分の一」を「四分の三」に改め、同号ハ(1)(ii)中「四分の一」を「二分の一」に改め、同号ハ(2)中「平成二

十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値」を「令和二年度基準エネルギー消費効率」に改め、同号二中「バス又は」を削り、「第九条の四第十七項」を「第九条の四第二十項」に改め、同号二(2)中「平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十」を「令和四年度基準エネルギー消費効率に百分の九十五」に改め、同号二を同号ホとし、同号ハの次に次のように加える。

二 車両総重量が二・五トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第九条の四第十九項に規定するもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が令和四年度基準エネルギー消費効率に百分の九十五を乗じて得た数値以上であること。

第五十七条第二項第二号のように改める。

二 次に掲げる石油ガス自動車

イ 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第九条の四第二十一項に規定するもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の六十を乗じて得た数値以上であること。

(3) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ロ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第九条の四第二十二項に規定するもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十を乗じて得た数値以上であること。

(3) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第五十七条第二項第三号イ中「乗用車」を「営業用の乗用車」に、「第九条の四第十九項」を「第九条の四第二十三項」に改め、同号ロを次のように改める。

ロ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第九条の四第二十四項に規定するもの

(1) 平成三十一年軽油軽中量車基準又は平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。

(2) エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十を乗じて得た数値以上であること。

(3) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第五十七条第二項第三号ニ中「第九条の四第二十二項」を「第九条の四第二十七項」に改め、同号二(2)中「以上」を「に百分の百五を乗じて得た数値以上」に改め、同号ニを同号ホとし、同号ハ中「バス又は」を削り、「第九条の四第二十一項」を「第九条の四第二十六項」に改め、同号ハ(2)中「平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十」を「令和四年度基準エネルギー消費効率に百分の九十五」に改め、同号ハを同号ニとし、同号ロの次に次のように加える。

ハ 車両総重量が三・五トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第九条の四第二十五項に規定するもの

(1) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。

(2) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第五十七条第四項中「から二まで」を「ロ及びホ」に、「及びロ」を「ロ及びニ」に、「令和二年度基準エネルギー消費効率及び平成二十七年基準エネルギー消費効率を算定する方法として施行規則第九条の第三十二項に規定する方法」を「令和十二年度基

準エネルギー消費効率を算定する方法として施行規則第九条の第三十一項に規定する方法並びに令和四年度基準エネルギー消費効率及び令和二年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として同条第三十二項に規定する方法」に改め、「(以下この項において「平成二十二年基準エネルギー消費効率」という。)」を削り、同項の表第一項第一号イ(2)の項中「エネルギー消費効率」を削り、「百分の六十五」を「百分の七十」に、「第四項に規定する平成二十二年基準エネルギー消費効率」を「基準エネルギー消費効率であつて平成二十二年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの」に、「百分の百四十一」を「百分の百五十一」に改め、同表第一項第一号イ(3)の項中「エネルギー消費効率」を削り、同表第一項第一号ロ(2)の項中「百分の七十五」を「百分の八十」に、「百分の百六十二」を「百分の百七十三」に改め、同表第一項第一号ロ(3)及びハ(2)の項中「及びハ(2)」を削り、同表第一項第一号ニ(2)の項中「第一項第一号ニ(2)」を「第一項第一号ホ(2)」に、「平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百二十」を「令和四年度基準エネルギー消費効率」に、「百分の百五十」を「百分の百五十五」を乗じて得た数値」に改め、同表第二項第一号ロ(2)の項中「平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十五」を「令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十」に、「百分の百四十四」を「百分の百五十一」に改め、同表に次のように加える。

第二項第一号ロ(3)	令和二年度基準エネルギー消費効率	平成二十二年基準エネルギー消費効率に百分の百五十を乗じて得た数値
第二項第一号ニ(2)	令和四年度基準エネルギー消費効率に百分の九十五	平成二十二年基準エネルギー消費効率に百分の百四十七

第五十七条第五項中「第二号及び第三号イ」を「及びロ、第二号並びに第三号イ及びロ」に、「第九条の第三十一項」を「第九条の第三十五項」に、「同条第三十二項」を「同条第三十六項」に改め、同項の表第一項第一号イ(2)の項中「エネルギー消費効率」を削り、「百分の六十五」を「百分の七十」に、「百分の九十四」を「百分の百二」に改め、同表第一項第一号ロ(2)の項中「百分の六十五」を「百分の九」を「百分の百十六」に改め、同表第一項第二号イ(2)の項中「百分の六十五」を「百分の七十」に、「百分の九十四」を「百分の百二」に改め、同表第一項第二号ロ(2)の項中「百分の七十五」を「百分の八十」に、「百分の百九」を「百分の百十六」に改め、同表第一項第三号イ(2)の項中「百分の六十五」を「百分の七十」に、「百分の九十四」を「百分の百二」に改め、同表に次のように加える。

分の百二」に改め、同表第一項第三号ロ(2)の項中「百分の七十五」を「百分の八十」に、「百分の百九」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第一号イ(2)、第二号ロ及び第三号イ(2)の項中「第二号ロ及び第三号イ(2)」を削り、同表に次のように加える。

第二項第一号ロ(2)	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十	令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百二
第二項第二号イ(2)	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の六十	令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の八十七
第二項第二号ロ(2)	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十	令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百二
第二項第三号イ(2)	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の六十	令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の八十七
第二項第三号ロ(2)	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十	令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百二

附則第二十二條の六の五中「第二項第三号イ」の下に「若しくはロ」を加える。

第二条 大分県税条例の一部を次のように改正する。

第十条中「公示送達は」の下に「、同条第二項に規定する公示事項(以下この条において単に「公示事項」という。)を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「又は」を「)若しくは」に、「揭示して行う」を「揭示し、又は公示事項を当該県税事務所を設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによつてする」に改める。

第五十一条の二十三第一項中「においては」を「には」に改め、同条第四項中「とき又は」を「とき、又は」に改める。

第五十七条第一項中「又は第三項」を「から第四項まで」に改め、同項第一号イ(2)中「百分の七十」を「百分の八十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十」を「百分の八十五」に改め、同項第二号イ(2)中「百分の七十」を「百分の八十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十」を「百分の八十五」に改め、同項第三号イ(2)中「百分の七十」を「百分の八十」に改め、同表に次のように加える。

改め、同号ロ(2)中「百分の八十」を「百分の八十五」に改め、同号ト(2)中「平成二十七年
 度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条において
 「平成二十七年基準エネルギー消費効率」という。)に百分の百十を乗じて得た数値」
 を「令和七年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(次項第
 三号ホ(2)において「令和七年度基準エネルギー消費効率」という。)」に改め、同条第二
 項中「又は第五項」を「から第六項まで」に改め、同項第一号イ(2)中「百分の六十」を
 「百分の七十」に改め、同号ロ(2)中「百分の七十」を「百分の七十五」に改め、同項第二
 号イ(2)中「百分の六十」を「百分の七十」に改め、同号ロ(2)中「百分の七十」を「百分の
 七十五」に改め、同項第三号イ(2)中「百分の六十」を「百分の七十」に改め、同号ロ(2)中
 「百分の七十」を「百分の七十五」に改め、同号ホ(2)中「平成二十七年基準エネルギー
 消費効率に百分の百五」を「令和七年度基準エネルギー消費効率に百分の九十五」に改
 め、同条第三項中「又は第五項」を「から第六項まで」に改め、同条第四項の表第一項第
 一号イ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百五十一」を「百分の百七
 十三」に改め、同表第一項第一号ロ(2)の項中「百分の八十」を「百分の八十五」に、「百
 分の百七十三」を「百分の百八十四」に改め、同表第二項第一号イ(2)の項中「百分の六
 十」を「百分の七十」に、「百分の百三十」を「百分の百五十一」に改め、同表第二項第
 一号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の七十五」に、「百分の百五十一」を「百分の百
 六十二」に改め、同条第五項中「平成二十七年基準エネルギー消費効率」を「基準エネ
 ルギー消費効率であつて平成二十七年以降の各年度において適用されるべきものとして
 定められたもの(次項において「平成二十七年基準エネルギー消費効率」という。)」
 に改め、同項の表第一項第一号イ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の
 百二」を「百分の百十六」に改め、同表第一項第一号ロ(2)の項中「百分の八十」を「百分
 の八十五」に、「百分の百十六」を「百分の百二十三」に改め、同表第一項第二号イ(2)の
 項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同
 表第一項第二号ロ(2)の項中「百分の八十」を「百分の八十五」に、「百分の百十六」を
 「百分の百二十三」に改め、同表第一項第三号イ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八
 十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第一項第三号ロ(2)の項中「百分
 の八十」を「百分の八十五」に、「百分の百十六」を「百分の百二十三」に改め、同表第
 二項第一号イ(2)の項中「百分の六十」を「百分の七十」に、「百分の八十七」を「百分の
 百二」に改め、同表第二項第一号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の七十五」に、「百
 分の百二」を「百分の百九」に改め、同表第二項第二号イ(2)の項中「百分の六十」を「百
 分の七十」に、「百分の八十七」を「百分の百二」に改め、同表第二項第二号ロ(2)の項中

令和五年八月十日

「百分の七十」を「百分の七十五」に、「百分の百二」を「百分の百九」に改め、同表第
 二項第三号イ(2)の項中「百分の六十」を「百分の七十」に、「百分の八十七」を「百分の
 百二」に改め、同表第二項第三号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の七十五」に、「百
 分の百二」を「百分の百九」に改め、同条に次の一項を加える。

6 第一項(第三号トに係る部分に限る。)及び第二項(第三号ホに係る部分に限る。)
 の規定は、令和七年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として施行規則第九条の
 第二十八項に規定する方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であつ
 て、平成二十七年基準エネルギー消費効率を算定する方法として同条第三十九項に規
 定する方法によりエネルギー消費効率を算定している自動車について準用する。この場
 合において、第一項第三号ト(2)中「基準エネルギー消費効率であつて令和七年度以降の
 各年度において適用されるべきものとして定められたもの(次項第三号ホ(2)において
 「令和七年度基準エネルギー消費効率」という。)とあるのは「基準エネルギー消費
 効率であつて平成二十七年以降の各年度において適用されるべきものとして定められ
 たもの(次項第三号ホ(2)において「平成二十七年基準エネルギー消費効率」とい
 う。)に百分の百十を乗じて得た数値」と、第二項第三号ホ(2)中「令和七年度基準エネ
 ルギー消費効率に百分の九十五」とあるのは「平成二十七年基準エネルギー消費効率
 に百分の百五」と読み替えるものとする。
 附則第二十二條の六の五を次のように改める。

第二十二條の六の五 削除

附則第二十二條の六の六中「又は第五項」を「から第六項まで」に改める。
 附則第二十二條の七第一項第二号中「軽油自動車」を「第五十七條第一項第三号に規定
 する軽油自動車(次項第六号及び第三項第三号において「軽油自動車」という。)」に改
 める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行す
 る。

- 一 第一条(次号に掲げる改正規定を除く。)及び附則第三項の規定 令和六年一月一日
- 二 第一条中大分県税条例第二十八條の三の改正規定 令和七年一月一日
- 三 第二条(次号に掲げる改正規定を除く。)及び附則第四項の規定 令和七年四月一日
- 四 第二条中大分県税条例第十条の改正規定及び次項の規定 地方税法等の一部を改正す
 る法律(令和五年法律第一号)附則第一条第十二号に掲げる規定の施行の日

（公示送達に関する経過措置）

2 第二条の規定による改正後の大分県税条例第十条の規定は、前項第四号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

（自動車税に関する経過措置）

3 附則第一項第一号に掲げる規定による改正後の大分県税条例の規定中自動車税の環境性能割に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日以後に取得された自動車に対して課すべき自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

4 附則第一項第三号に掲げる規定による改正後の大分県税条例の規定中自動車税の環境性能割に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日以後に取得された自動車に対して課すべき自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

大分県税特別措置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年八月十日

大分県知事 佐藤樹一郎

大分県条例第十八号

大分県税特別措置条例の一部を改正する条例

大分県税特別措置条例（昭和三十八年大分県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

第二条の三第一項中「以下」を「以下この条において」に改める。

第二条の四第一項中「離島振興対策実施地域内」を「離島振興対策実施地域のうち離島振興法第四条第一項に規定する離島振興計画に記載された同条第四項第一号に規定する産業の振興を促進する区域（以下この条において「産業振興促進区域」という。）内」に、「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に、「離島振興対策実施地域が」を「産業振興促進区域が」に、「離島振興対策実施地域に」を「産業振興促進区域に」に改め、「に」の下に「当該離島振興計画において振興すべき業種の用に供する」を加え、同条第二項中「供する設備」を「供する」に改め、「受ける」の下に「設備（同法第十二条第四項の表の第一号の上欄又は第四十五条第三項の表の第一号の上欄に掲げる地区（以下この条及び第三条の二において「過疎地区」という。）内において営む当該事業の用に供する設備を除く。）」を加え、同条第三項中「離島振興対策実施地域内」を「産業振興促進区域内」に改め、「薪炭製造業」の下に

「（過疎地区内において営む畜産業又は水産業を除く。）」を加える。

第三条中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める。

第三条の二第一項中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同条第二項中「又は設備」の下に「（過疎地区内において営む当該事業の用に供する施設又は設備を除く。）」を加える。

第五条第一項第一号中「離島振興対策実施地域」を「第二条の四第一項に規定する産業振興促進区域」に改め、同項第二号中「産業振興促進区域」を「第二条の三第一項に規定する産業振興促進区域」に改める。

附則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の大分県税特別措置条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和五年四月一日から適用する。

（経過措置）

2 新条例第二条の四から第三条の二まで及び第五条の規定は、令和五年四月一日以後に新設され、又は増設される施設又は設備について適用し、同日前に新設され、又は増設された施設又は設備については、なお従前の例による。

3 新条例第二条の四から第三条の二まで及び第五条の規定の適用を受けることとなった者が、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前又は施行日から一月を経過する日までの間に提出すべき新条例第四条第一項に規定する申請書及び新条例第五条第二項に規定する徴収猶予申請書の提出期限は、新条例第四条第一項及び第五条第二項の規定にかかわらず、施行日から一月を経過した日とする。

大分県立別府コンベンションセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年八月十日

大分県知事 佐藤樹一郎

大分県条例第十九号

大分県立別府コンベンションセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

大分県立別府コンベンションセンターの設置及び管理に関する条例（平成六年大分県条例第三十号）の一部を次のように改正する。
別表中「第十一条関係」を「第十条関係」に改め、同表の会議場棟の項中

大分県条例第二十号
大分県立学校職員及び大分県市町村立学校県費負担教職員定数条例の一部を改正する条例

大分県立学校職員及び大分県市町村立学校県費負担教職員定数条例（昭和五十一年大分県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「三、四二〇人」を「三、四三五人」に改め、同項第二号中「七、一二三人」を「七、〇八六人」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の大分県立学校職員及び大分県市町村立学校県費負担教職員定数条例の規定は、令和五年四月一日から適用する。

全日	五四、四〇〇円以上 八一、六〇〇円以下
----	------------------------

を

ギャラリースペース				
全日	午後	午前	夜間	全日
五四、四〇〇円以上 八一、六〇〇円以下	一〇、六〇〇円以上 一五、八〇〇円以下	一〇、八〇〇円以下 七、二〇〇円以上	一一、六〇〇円以上 一七、二〇〇円以下	二七、二〇〇円以上 四〇、八〇〇円以下

に改

め、同表の備考の欄の4中「、シャワー室」を「及びシャワー室」に改め、同欄の6中「又は会議室」を「、中会議室、ギャラリースペース、小会議室又は特別控室（特別控室二から四までに限る。）」に改め、同欄の7中「又は中会議室」を「、中会議室又はギャラリースペース」に改め、同欄の12中「消費税」の下に「（地方消費税を含む。）」を加える。

附則

（施行期日）

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。

（準備行為）

2 ギャラリースペースの利用の許可に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

大分県立学校職員及び大分県市町村立学校県費負担教職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年八月十日

大分県知事 佐藤 樹一郎

令和五年八月十日

大分県報号外（条例）